

信託オープンセミナー

Financial Well-beingの向上に向けた
取組みと新しいNISA 制度について

金融庁総合政策局総合政策課長 高田 英樹



— 目 次 —

はじめに

1. 資産所得倍増プラン

- (1) 家計の金融資産の推移・構成比
- (2) 資産所得倍増プラン

2. NISA 制度の抜本的拡充・恒久化

- (1) NISA 制度の抜本的拡充・恒久化の概要
- (2) NISA の口座数及び買付額の推移
- (3) 新しいNISA 制度の普及・活用促進

3. ファイナンシャル・ウェルネス

- (1) ファイナンシャル・ウェルネスとは

- (2) 有価証券報告書における「ファイナンシャル・ウェルネス」や「資産形成支援」に関する開示の例

- (3) 雇用者の資産形成支援に関する取組み

- (4) 資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進

4. 金融経済教育

- (1) 金融経済教育を巡る課題
- (2) 金融経済教育推進機構の概要

はじめに

金融庁総合政策課長の高田と申します。本日は、Financial Well-beingの向上と新しいNISA 制度についてお話しします。

1. 資産所得倍増プラン

(1) 家計の金融資産の推移・構成比

資料4頁のとおり、令和5年6月末時点で2,100兆円を超えているわが国の家計金融資産のうち、半分以上が現預金の形で運用されている一方、株式と投資信託は合わせて2割

未満となっています。これは海外に比べてもかなり偏った構成であり、米国や英国では現預金の割合が日本よりはるかに低い一方で株式や投信の保有割合は4割ないし3割を超えています。

資料5頁の過去20年間の家計金融資産の推移を見ると、米国では3.3倍、英国では2.3倍に増えているのに対し、日本は1.4倍にとどまっています。これは運用リターンの差が表れたもので、日本でも仮に株式や投信の保有割合がもっと多ければ、家計金融資産がもう少し増えていた可能性もあり、家計についてかなりの機会損失が生じていたものと考えて

います。

(2) 資産所得倍増プラン

こうした問題意識の下、令和4年11月に政府として資産所得倍増プランを決定しました。資料6頁のとおり、基本的な考え方は、家計に眠る現預金を投資につなげることにより、勤労所得に加え金融資産所得も増やしていき、家計に眠っていた現預金が企業の成長投資に向かえば企業価値が向上し、企業価値が向上すれば、さらに家計が金融資産所得を得られるという、いわば好循環の実現が期待できるということです。このような観点から、NISAの総口座数と買付額の倍増という目標を立てています。

資料7頁のとおり、資産所得倍増プランには7本の柱を掲げています。第一の柱は、令和5年の税制改正で実現が決定した、NISAの抜本的拡充と恒久化です。これは令和6年1月から開始されます。

第四の柱には、雇用者に対する資産形成の強化を掲げています。これは本日のテーマである Financial Well-being にも関係しますが、職域を通じて従業員の金融リテラシー向上や、資産形成の支援を行っていくことが重要であると考えています。

第五の柱として、金融経済教育の充実を掲げています。後ほど少し説明しますが、関連法案の成立・施行を前提に、金融経済教育推進機構という組織を設立し、国全体を挙げて金融経済教育を進めていこうと考えています。

第七の柱は顧客本位の業務運営です。金融商品を販売する金融機関がきちんと国民の方を向いて仕事をして、信頼を勝ち得ていくことが重要だと考えています。

2. NISA 制度の抜本的拡充・恒久化

(1) NISA 制度の抜本的拡充・恒久化の概要

ここからは NISA 制度の抜本的拡充・恒久化について説明します。資料9頁のとおり、現行 NISA は、つみたて NISA と一般 NISA が選択制となっていて、どちらかしか使えません。また、年間投資枠は、つみたて NISA で40万円、一般 NISA は120万円となっています。また、非課税保有期間が限られており、制度自体も時限的なものです。そうすると、長期投資の促進を目的とする制度であるにもかかわらず、安心して投資をしづらいついたことが指摘されていました。

資料10頁のとおり、令和6年1月から開始される新しい NISA 制度では、つみたて NISA の機能を引き継ぐつみたて投資枠、一般 NISA の機能を引き継ぐ成長投資枠が併用可能になります。また、年間投資枠も、つみたては120万円、成長投資枠は240万円と、それぞれ大きく拡大するとともに、これらを併用できることで、最大で1年間に360万円分の非課税投資枠を利用できることとなります。また、非課税保有期間の無期限化、制度の恒久化が実現し、一度購入した商品を一生非課税で運用できる、使い勝手の良い制度になっています。

他方で、非課税で保有できる額が無限に大きくなってしまふことを防ぐ観点から、生涯で管理される非課税保有限度額を導入しています。金額は1,800万円ですが、多くの家計にとっては、これは十分な金額だと思いますし、また、これは簿価残高で管理され、一度取り崩せば再び非課税で投資をすることができます。したがって、個人が自らのライフプランやライフステージに合わせ、柔軟に投資

をしていくことが可能な制度になっています。

(2) NISA の口座数及び買付額の推移

資料11頁のグラフのとおり、NISA の利用は大きく広がりつつあり、買付額、口座数も右肩上がりが増えていきます。近年の特徴としては、つみたてNISA が特に著しく増えてきています。また、つみたてNISA については比較的若い世代の方が多く利用されているという特徴があります。

(3) 新しいNISA 制度の普及・活用促進

資料12頁は、8月に公表した令和5事務年度の金融行政方針です。この中でも、新しいNISA 制度の普及・活用促進を期待し、制度の周知・普及に努めていくこととしています。そのためにイベント等を企画しており、業界においても、様々な取組みを行っていただけると承知しています。

また、NISA 推進戦略協議会という官民連携の協議体においてNISA の普及を進めていきます。特に、NISA は使い勝手が良い、信頼感がある制度であるというイメージを浸透させていく、いわゆるブランド化が重要だと考えています。

したがって、NISA あるいはその対象となる商品組成に関わる皆様におかれては、顧客の方々のニーズに応える、NISA がブランドとして定着をしていく、そうした方向を目指して対応していただきたいと考えています。

資料13頁には、職場を通じたNISA の利用促進について記載しています。先ほど、資産所得倍増プランの説明の中で、職場を通じた投資の促進が非常に重要であることを申し上げました。投資に興味のない人は自らホーム

ページで調べたりすることもなかなかないかもしれませんが、職場などにおいて職員の方々に、こうした情報を提供していただく、勧めていただくことにより、投資に触れるきっかけが生まれることは大いにあり得ると考えています。

現在多くの企業で、職場つみたてNISA を展開いただいておりますし、場合によっては従業員の給与から天引きでNISA に積み立てをしてもらったり、さらには職場から一定の奨励金を支出するといった例も増えてきていると承知しています。

本日ご参加の皆様は金融機関の方が多いと思いますので、顧客の企業に対し、こうした制度の仕組みの導入を訴えかけていただくこともあるでしょうし、それぞれの金融機関の自社における職員向けの取組みも進めていただければと思います。

なお、職場つみたてNISA において、職場から奨励金を支出した場合には、当該奨励金が賃上げ促進税制の対象となることを国税庁に照会の上で明確化しているところです。

3. ファイナンシャル・ウェルネス

(1) ファイナンシャル・ウェルネスとは

ここからはファイナンシャル・ウェルネスについてお話しします。ファイナンシャル・ウェルネスは日本語に訳すことがなかなか難しい面もありますが、雇用者の資産形成を支援するなど、企業が従業員に対して、心身の健康のみならず経済的な安定を支援する取組みのことを言います。

ほとんどの企業では、従業員の健康に気を配り、定期的に健康診断を受けさせる等の取組みをしていると思います。それは当然なが

ら、従業員が健康であることが企業にとっての生産性の向上にもつながるからですが、同時に、従業員が経済的に安心して充実した生活を送ることは、従業員エンゲージメントの向上にもつながりますし、それがひいては生産性の向上、企業価値の向上にも資するという考え方があります。

具体的な取組みの例としては、資料15頁に記載のとおり、企業型確定拠出年金の継続的な加入者教育やeラーニングの研修等、様々なものがあります。こうした取組みを積極的に行っている企業においては、例えば企業型確定拠出年金の加入者ウェブサイトのアクセス数の増加や、元本確保型資産の配分割合の減少といった成果も報告されているところ です。

(2) 有価証券報告書における「ファイナンシャル・ウェルネス」や「資産形成支援」に関する開示の例

資料16頁に記載のとおり、内閣府令を改正して、本年の3月期から有価証券報告書にサステナビリティ関連情報の記載欄を新しく設け、記載いただくことになっています。資料17頁のとおり、実際に、ファイナンシャル・ウェルネス、資産形成支援およびその開示に積極的に取り組んでいただいている例があります。

例えば、ちゅうぎんフィナンシャルグループでは、従業員のファイナンシャル・ウェルネスの実現に向けた取組みにより、従業員エンゲージメントの向上、企業成長につなげるという考え方が記載されています。

ひろぎんホールディングスでは、従業員が私生活を楽しみ、充実した人生を送ることが重要であり、そのためには金銭面における安

心感の付与が必要であると記載されています。これもファイナンシャル・ウェルネスの考え方です。

(3) 雇用者の資産形成支援に関する取組み

本日まで参加の皆様は金融機関の方が多くと思いますので、どちらかといえば企業に対して職場での取組みを促していただく立場かと思いますが、財務局において、雇用者の資産形成支援に関して、研修講師のあっせんなどの様々な取組みを行っています。資料18頁に各地の財務局等の連絡先を記載しているので、ご活用いただければと思います。

(4) 資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進

資料19頁のとおり、現在、政府においては、資産運用立国の実現に向けた検討を進めています。まず、NISAなどの家計における安定的な資産形成に向けた制度整備、金融リテラシーの向上、金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営の確保について、資産所得倍増プランとしてパッケージを策定しています。

また、企業の成長性を高める観点から、コーポレートガバナンス改革アクションプログラムを令和5年4月に定め、その取組みを進めています。

さらに、家計の金融資産を預かって運用する立場にある資産運用業者やアセットオーナーの機能強化がなされることにより、インベストメントチェーン全体が完成し、成長と分配の好循環が実現すると考えています。

資料20頁は本事務年度の金融行政方針の中で、特に資産運用立国に向けた取組みについて記載した部分の概要です。1点目として、

資産運用会社などの資産運用力の向上、またガバナンス改善と体制の強化を挙げています。これは、資産運用会社などにおいて、専門性の向上や運用人材の確保などを行っていただく必要があるということです。また、顧客の最善の利益を考えた運営を確保するため、ステークホルダーへの開示の在り方などの環境整備を挙げています。

2点目として、スチュワードシップ活動の実質化を挙げています。これはどちらかという資産運用会社における取引先の企業に対する取組みであり、取引先企業の成長力を高めていただくことを期待するものです。

3点目として、新規参入の支援を通じた競争の促進を挙げています。そのための規制緩和等も行うわけですが、これにより全体のレベルアップを図っていきます。

4点目として、運用対象の商品についても、オルタナティブ投資やサステナブル投資など多様化を推進していきます。

5点目として、国際金融センターの実現に向けた情報発信の強化を挙げています。現在まさに「Japan Weeks」という一連のイベントを展開しています。今週も数多くのイベントが行われているところです。こうした機会を通じて、わが国の取組みを発信していきたいと考えています。

なお、企業型確定拠出年金については、インベストメント・チェーンにおけるアセットオーナーに相当するのは加入者個人になります。実施企業や運営管理機関は、加入者が選択する運用商品ラインアップを提示する重要な役割を担っています。

4. 金融経済教育

(1) 金融経済教育を巡る課題

ここからは実際に投資を行うための金融リテラシーについてお話しさせていただきます。資料23頁の調査結果のとおり、金融経済教育を受けたと認識している人は7%にすぎない一方、金融経済教育を行うべきだと回答した人は7割を上回っているため、ニーズと実態にギャップが存在していることとなります。

特に企業型確定拠出年金を実施する事業主については、加入者の継続投資教育を行うことが法律上も義務付けられています。資料24頁のとおり、事業主へのアンケートでは、8割近い事業主が継続投資教育を実施していると回答している一方で、受け手である従業員のほうは、そうした教育を受けたと回答した人が1割程度にすぎず、事業主と加入者で認識のギャップが存在していることとなります。

資料25頁のとおり、企業型確定拠出年金の総資産の4割以上は、実は元本確保型商品で運用されています。そうすると、せっかく加入者が増えても、そのリターンが十分に上がらない、投資のポテンシャルが100%全うされない恐れがあります。

このことについては、指定運用方法を選定する事業主の4分の3が元本確保型商品を選定していることが原因の一つであるとして、事業主における商品の提示の在り方にも改善の余地があるのではないかと指摘があります。金融業界の方々において対応をよく検討いただければと思います。

(2) 金融経済教育推進機構の概要

金融リテラシーの向上を国全体として進めていく出発点として、令和6年、新たな認可法人である金融経済教育推進機構を設立する予定としています。そのための関連法案は通常国会に提出されており、現在参議院で継続審査中です。金融経済教育推進機構が設立されると、資料26頁のとおり、政府、民間の団体などは、金融経済教育の機能をいわば統合して、一体的に進めていくことになります。信託業界の皆様におかれても既に様々なご協力をいただいておりますが、今後さらに、金融経済教育推進機構を通じてご協力をいただければと考えています。

資料27頁のとおり、金融行政方針の中でも、金融経済教育の充実について記載しています。まさに国民一人ひとりが描く Financial Well-being の実現に向けた効果を期待しているところです。

私からの説明は以上とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

本稿は、令和5年10月4日に開催された信託オープンセミナーにおける金融庁総合政策局総合政策課長 高田英樹氏の講演内容をとりまとめたものです。

(たかだ・ひでき)

〔資料〕

Financial Well-beingの向上 に向けた取組みと 新しいNISA制度について

令和5年10月

金融庁

1

目 次

1. 資産所得倍増プラン	……	3
2. NISA制度の抜本的拡充・恒久化	……	8
3. ファイナンシャル・ウェルネス	……	14
4. 金融経済教育の推進	……	22

2

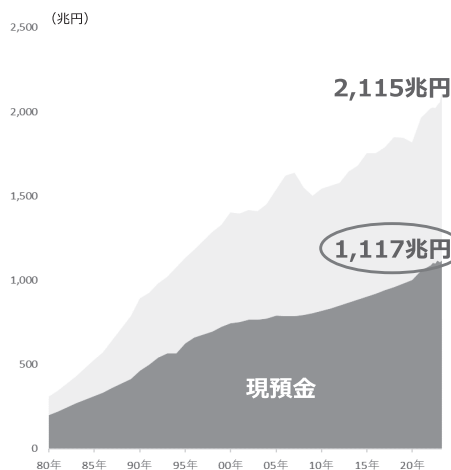
目次

1. 資産所得倍増プラン	3
2. NISA制度の抜本的拡充・恒久化	8
3. ファイナンシャル・ウェルネス	14
4. 金融経済教育の推進	22

3

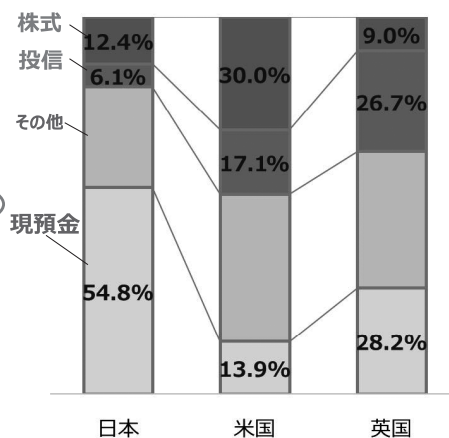
家計の金融資産の推移・構成比

我が国の家計金融資産の推移
(2023年6月末時点)



(出典) 日本銀行より、金融庁作成

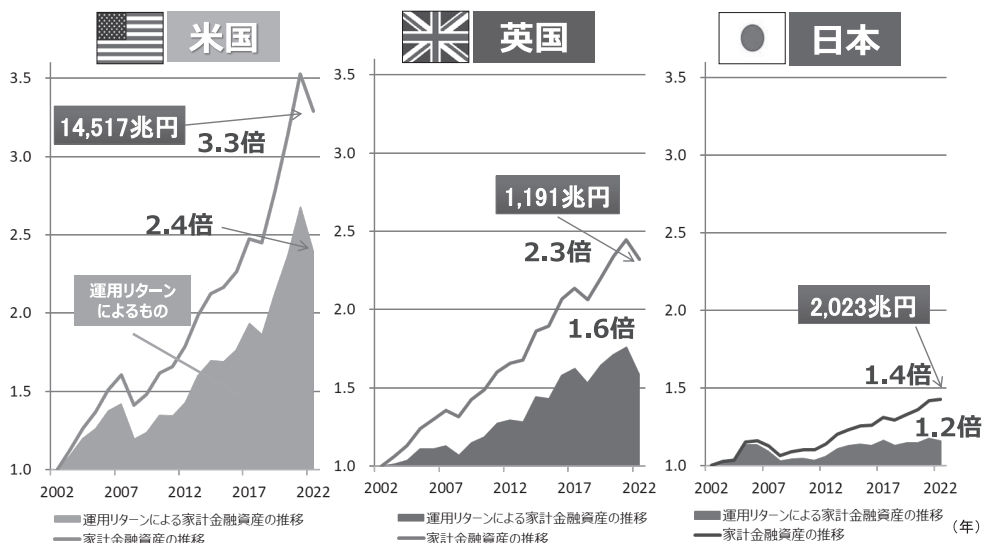
各国家計の株式・投信の割合
(2022年末時点)



(※) 株式・投信は間接保有を含む割合。
(出典) FRB、ONS、日本銀行より、金融庁作成

4

各国の家計金融資産の推移



(注) 上記の運用リターンによる資産の伸びは、資産価格の変動による伸びから算出してあり、利子や配当の受取りを含まない。
 (注) 22年末時点の値。米国、英国については、22年12月末の為替レートにて換算(1ドル=131.12円、1ポンド=158.466円)
 (資料) FRB、ONS、日本銀行より、金融庁作成

資産所得倍増プラン (概要) (令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)

金融庁作成

1. 基本的な考え方

- 「新しい資本主義」を資金の流れで見ると、家計に眠る現預金を投資につなげ、勤労所得に加え金融資産所得も増やしていくことが重要。
- 中間層がリターンの大きい資産に投資しやすい環境を整備すれば、家計の金融資産所得が拡大。また、家計の資金が企業の成長投資の原資となれば、企業価値が向上。企業価値が拡大すれば、家計の金融資産所得は更に拡大し、「成長と資産所得の好循環」が実現。
- 従来は、株式や投資信託への投資は、一部の富裕層が行うものというイメージがあったが、デジタル化等の進展により、投資経験の浅い方も含めて、幅広く資産形成に参加できる仕組みを整備し、中間層の資産所得を大きく拡大することが可能。

2. 目標

- ① 5年間で、NISA総口座数(一般・つみたて)の倍増(1,700万から3,400万)、NISA買付額の倍増(28兆円から56兆円)
- ② その後、家計による投資額(株式・投資信託・債券等の合計残高)の倍増を目指す。これらの目標の達成を通じて、長期的な目標として資産運用収入そのものの倍増も見据える。

3. プランの方向性

- NISA等について簡素でわかりやすく、使い勝手のよい制度とする重要性、長期積立分散投資の有効性の幅広い周知の必要性、消費者に対して中立的で信頼できるアドバイザー制度の整備の必要性等を踏まえ、資産所得倍増に向けて、以下の7本柱の取組を一体として推進する。
- なお、税制措置については、今後の税制改正過程において検討する。

4. 7本柱の取組

第一の柱：家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるNISAの抜本的拡充や恒久化

NISA制度の恒久化を図る。併せて、非課税保有期間の無期限化と非課税限度額の引上げを進める。

第二の柱：加入可能年齢の引上げなどiDeCo制度の改革

加入可能年齢を70歳に引き上げる。拠出限度額・受給開始年齢の引き上げについて、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

第三の柱：消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設

金融経済教育推進機構（仮称）が中立的なアドバイザーの認定を行う。助言対象を絞った投資助言業（例えば、つみたてNISAやiDeCoに限定）の登録要件を緩和する。

第四の柱：雇用者に対する資産形成の強化

職域において中立的な認定アドバイザーを活用した取組を企業に促す。

第五の柱：安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実

中立的な組織として金融経済教育推進機構（仮称）を設立する。国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する。

第六の柱：世界に開かれた国際金融センターの実現

金融資本市場の活性化、金融行政・税制のグローバル化、生活・ビジネス環境整備と効果的な情報発信などを総合的に進める。

第七の柱：顧客本位の業務運営の確保

「顧客本位の業務運営に関する原則」の見直しや必要なルールの整備を図る。

7

目 次

1. 資産所得倍増プラン	……	3
2. NISA制度の抜本的拡充・恒久化	……	8
3. ファイナンシャル・ウェルネス	……	14
4. 金融経済教育の推進	……	22

8

現行NISA制度の概要

	つみたてNISA (2018年創設)	選択制	一般NISA (2014年創設)	ジュニアNISA (2016年創設)
年間投資枠	40万円		120万円	80万円
非課税保有期間	20年間		5年間	5年間※1
非課税保有限度額	800万円		600万円	400万円
口座開設期間	2023年まで		2023年まで	2023年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資 に適した一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)		上場株式・投資信託等	上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上	18歳未満
口座数 (2023.3末)	783万口座		1,090万口座	99万口座
残高 (2022.12末)	2.6兆円		10.6兆円	0.7兆円

※1 ただし、18歳まで非課税で保有可能とする特例あり

9

NISAの抜本的拡充・恒久化の概要

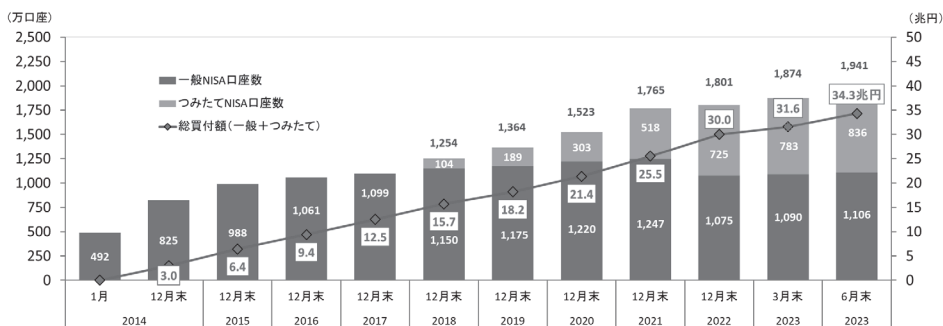
(2024年1月から適用)

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間 (注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠) (注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等 (注3) 〔 ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月 分配型の投資信託及びデリバティブ取引 を用いた一定の投資信託等を除外 〕
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した 商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保
(注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理
(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施
(注4) 2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

10

NISA（一般・つみたて）の口座数及び買付額の推移（2023年6月末時点）



○ NISA（一般・つみたて）の口座数は、**1,941万4,261口座**

（2023年3月末時点から、約68万口座、3.6%増）

○ NISA（一般・つみたて）の買付額は、**34兆3,150億4,523万円**

（2023年3月末時点から、約2兆7,362億円、8.7%増）

（注） 2021年12月末から2022年12月末にかけて一般NISAの口座数が減少しているのは、マイナンバー導入前に開設された口座で、非課税保有期間が終了したものがみなし廃止された影響。

令和5事務年度金融行政方針（令和5年8月29日公表）（抄）

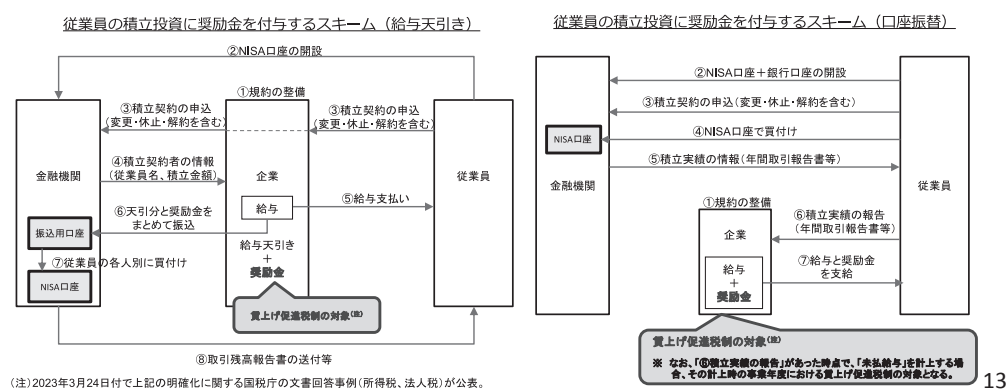
1. 資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進

（2）新しいNISA制度の普及・活用促進

- ・ 新しいNISA制度の開始（2024年1月）に向け、制度の趣旨や内容の周知に努め、個々のライフサイクルに基づいた適切な制度の活用を促す。このため、NISA特設サイトの利用者目線での抜本的な見直し、幅広い層への分かりやすさを追求したガイドブック等の作成、財務局や業界団体等と連携したイベント・セミナーの開催等を行う。
- ・ 官民連携によるNISA推進戦略協議会の下、NISA活用の優良事例の蓄積等を通じて、NISAは使い勝手がよい信頼感ある制度であるとのイメージを浸透させていく（ブランド化）。また、顧客の安定的な資産形成支援というNISA制度の趣旨を踏まえ、顧客に対する説明態勢の整備や適合性原則を踏まえた金融商品の提供、金融機関による回転売買の勧誘行為の防止等の観点から、モニタリングを実施する。
- ・ 国税庁や金融機関における非課税保有限度額の管理システムの整備を着実に進める。また、投資未経験者も含めた利用者利便の向上、サービスを提供する金融機関や利用者の負担軽減等の観点から、デジタル技術の活用等による、NISAに係る手続の簡素化・合理化等を進める。

職場を通じたNISAの利用促進について

- 「職場つみたてNISA」は、職場という身近な場を通じて、NISAを利用した資産形成ができるよう事業主等が利用者（従業員）を支援し、福利厚生を増進を図ることを目的とした取り組み。
- 例えば、事業主と金融機関が連携し、以下の取組みを実施。
 - ① 職場を通じて、資産形成の重要性やつみたてNISA・iDeCoの情報提供
 - ② 職場での積立投資の推奨（奨励金の支給を含む）
 - ③ 積立投資に関する内規等の整備
- 特に、中小企業を中心に、従業員の資産形成を一層支援すべく、少額の奨励金を支給しているケースがあるが、こういった企業におけるつみたてNISAの利用割合は高く、奨励金が資産形成の普及に効果的に利用されている。



(注) 2023年3月24日付で上記の明確化に関する国税庁の文書回答事例(所得税、法人税)が公表。

目次

1. 資産所得倍増プラン	3
2. NISA制度の抜本的拡充・恒久化	8
3. ファイナンシャル・ウェルネス	14
4. 金融経済教育の推進	22

ファイナンシャル・ウェルネス①

○ 雇用者の資産形成支援など、「企業が従業員の幸福を目指す上で、心身の健康のみならず、経済的な安定を支援する取組み（ファイナンシャル・ウェルネス）」は、従業員エンゲージメントの向上、ひいては企業価値向上に資する。

具体的な取組みの例

- 企業型確定拠出年金（企業型DC）の加入者教育を従業員の資産形成に関する重要な人事施策と位置付け、金融リテラシー教育を毎年継続的に実施している例
- 新入社員研修で企業型DCに関する制度を説明した上で、2年目に入る直前に、より詳細な制度・商品説明や加入希望調査を行っている事例
- 加入者に対し、運用商品の配分指定書の提出を義務付けている事例
- 毎年、マッチング拠出の申請時期の直前に、eラーニングによる研修を実施している事例
- 人事総務担当者を対象に講師養成セミナーを行い、継続教育に関する講師の内製化をしている事例

上記の取組みの成果の例

- 企業型DC加入者ウェブサイトのアクセス数の増加
- 元本確保型資産の配分割合の減少
- マッチング拠出（注）加入率の増加
（注）企業が毎月拠出する掛金に、従業員自身が上乗せする掛金。

ファイナンシャル・ウェルネス②

- 雇用者の資産形成支援に関する取組みの積極的な開示を期待。
- 令和5年3月期から、人材資本に関する開示を有価証券報告書で義務付け。

企業による雇用者の資産形成の強化は、本年（令和5年）8月に公表した「人的資本可視化指針」に示したとおり従業員エンゲージメントの向上にも効果的であり、「人的資本可視化指針」も活用し、雇用者の資産形成を支援する取組を積極的に情報開示するように企業に促していく。
（資産所得倍増プラン（令和4年11月28日策定））

人的資本可視化指針（令和4年8月30日策定）

【参考】従業員エンゲージメントに関連する開示事項（例）

● 「従業員エンゲージメント」については下表の事項が挙げられる。
（注）※1 適用していない、※2 全社が従業員全体の幸福を目的として従業員個人への情報開示が必ずしも経済的な安定を確保する目的で「フィナンシャル・ウェルネス」を目的として開示しない。

開示事項（注）	目的・開示の経路				開示項目・開示の経路		
	ISO 7243	WFP	SASB	GRI	日本語	英語	開明(EGRIS) (注2) (注3) (注4)
従業員エンゲージメント	○	-	○/注1	-	● 人的資本可視化指針 ● 従業員エンゲージメントに関する情報 ● 従業員エンゲージメントに関する情報 ● 従業員エンゲージメントに関する情報 ● 従業員エンゲージメントに関する情報	-	-

（出典）内閣官庁「非財務情報可視化研究会」

サステナビリティ情報（人的資本を含む）の開示に関する内閣府令の改正 （2023年1月31日公布・施行）

- 金融商品取引法に基づき上場会社等が作成する有価証券報告書において、サステナビリティ情報の「記載欄」を新設するほか、女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女賃金格差についての開示を求める。2023年3月期から適用（2023年1月31日公布・施行）

有価証券報告書主要な項目	従業員の状態
第一部 企業情報 第1 企業の概況 ● 従業員の状況等（充実） 第2 事業の状況 ● 経営方針、経営環境及び対応すべき課題等 ● サステナビリティに関する考え及び取組（新設） ● 事業等のリスク ● 経営者による財政状況、経営成績及び4つのFDの状況の分析等 第3 設備の状況 ● コーポレートガバナンスの状況 第4 提出会社の状況 ● 取締役の状況 ● 連結財務諸表、財務諸表等	女性活躍推進法又は育児・介護休業法に基づき、女性管理職比率、男性の育児休業等取得率及び男女間賃金格差の公表を行う企業は、有価証券報告書において開示 サステナビリティに関する考え及び取組 業態や経営環境等を踏まえ、企業が重要であると判断した具体的なサステナビリティ情報について、開示（人的資本については、企業が開示） (1) ガバナンス 企業開示事項 サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制（記載イメージ：取締役会や任責に設置した委員会等の体制や役割等） (2) 戦略 業態を考慮し、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する取組みとして、開示（記載イメージ：企業が開示し、及び機会の開示の目的を区分して開示） (3) リスク管理 企業開示事項 サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス（記載イメージ：リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス等） (4) 指標及び目標 業態を考慮し、サステナビリティ関連のリスク及び機会の実情を評価・管理するために用いる指標（記載イメージ：GHG排出量の削減目標と実績値等） 人事関係方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による企業開示

有価証券報告書における「ファイナンシャル・ウェルネス」や「資産形成支援」に関する開示の例

従業員のエンゲージメントや企業価値の向上のための手段として、
ファイナンシャル・ウェルネスに言及している例
(株式会社ちゅうぎんファイナンシャルグループ)

働き方やワークライフバランス等に関する環境整備の一環として
従業員の資産形成支援に関する取組みに言及している例
(株式会社インターネットイニシアティブ)

【社内環境整備に関する方針】
(略) また、従業員の資産形成支援として、持株会社体制移行に合わせた従業員持株会の加入対象者の拡大、選択型の確定拠出年金制度等、ファイナンシャル・ウェルネスの実現に向け取り組んでいます。
一人ひとりが輝き、力を発揮するための各種の取組みを継続的に行い、地域社会の発展への貢献、従業員のエンゲージメント向上、企業成長につなげていきます。

【社内環境整備の方針】
<多様な働き方・ワークライフバランス等の推進>
(略) その他の施策として、IJグループ持株会、財形貯蓄、マネーセミナーの定期開催等の資産形成支援、従業員が家族に対し職場理解を得る機会創出のためファミリーデー開催等の取組みを推進しております。

従業員の人生における
ファイナンシャル・ウェルネスの重要性に言及している例
(株式会社ひろぎんホールディングス)

従業員の資産形成支援に関する取組みの成果や
従業員の金融リテラシー向上に関する取組みに言及している例
(株式会社北洋銀行)

(ホ) ファイナンシャル・ウェルネスに向けた取組み
当社グループは、仕事における働きがいの創出のみならず、従業員が私生活を楽しみ、充実した人生を送ることが重要であり、そのためには金銭面における安心感の付与が必要であると考えております。具体的な取組みとして、従業員の資産形成に資するための制度として、「ひろぎんホールディングス従業員持株会」を組織し、拠出金額の10%を奨励金として補助しています。なお、当社グループにおける持株会への加入率は77.0% (2023年3月末時点) と、高い水準を維持しております。また、会員の福利増進を図ることを目的とした互助会である「ひろぎんグループ信愛会」では、災害時の給付に加え、教育資金や奨学金の借換資金等、ライフステージの節目毎に必要なとなる金銭の貸付事業等を実施しており、金銭面のセーフティネットとしての役割を果たしています。

B 社内環境整備方針
A. well-beingの実現
(略) 職員の経済的な安定の支援として財形制度、持ち株会制度、選択型確定拠出年金などの制度を導入しております。確定拠出年金については、約8割 (2022年3月末) の職員が投資信託を含めた分散投資をしており、2023年度には投資ファンドの追加や全職員を対象とした研修など、金融リテラシー向上と、さらなる資産形成支援に取り組んでまいります。

(出典)各社の有価証券報告書(2023年3月期)より金融庁作成

雇用者の資産形成支援に関する財務局窓口

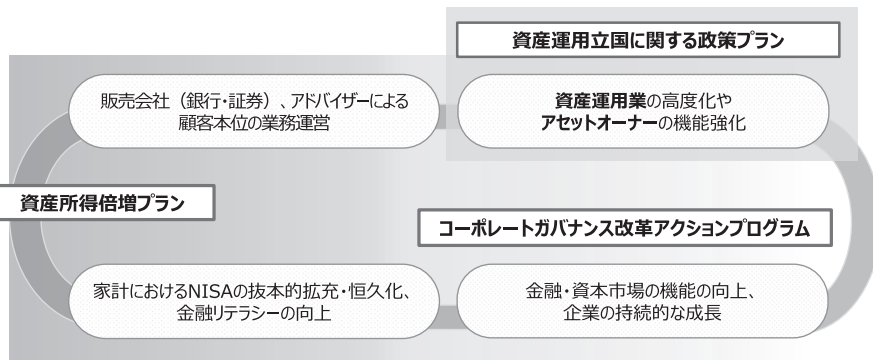
- 雇用者の資産形成支援に関する財務局等の相談窓口を整備。
- 相談者の意向等を踏まえ、日本証券業協会や全国銀行協会、都道府県金融広報委員会等の講師派遣事業を紹介。

財務(支)局・総合事務所	問い合わせ先	財務(支)局・総合事務所	問い合わせ先
北海道財務局	理財部金融監督第一課 TEL: 011-709-2311	中国財務局	理財部金融調整官 TEL: 082-221-9221
東北財務局	理財部金融調整官 TEL: 022-263-1111	四国財務局	理財部金融監督第一課 TEL: 087-811-7780
関東財務局	理財部金融総括課 TEL: 048-600-1259	九州財務局	理財部金融調整官 TEL: 096-353-6351
北陸財務局	理財部金融監督第三課 TEL: 076-292-7854	福岡財務支局	理財部金融調整官 TEL: 092-411-5089
東海財務局	理財部金融監督第四課 TEL: 052-951-1779	沖縄総合事務局	財務部金融監督課 TEL: 098-866-0095
近畿財務局	理財部金融総括課 TEL: 06-6949-6521		

社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

～資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進～

- 持続的な経済成長に向け、家計に眠る預貯金を投資へ繋げることで、成長の果実が資産所得として広く国民に還元され、国民の資産形成と更なる投資や消費に繋がる「**成長と資産所得の好循環**」を実現していく
- 資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化など、**資産運用立国の実現**に向けた取組を推進するとともに、国内外への積極的な情報発信を行う。あわせて、新しいNISA制度の普及・活用促進、金融経済教育の充実等を柱とする**資産所得倍増プラン**（2022年11月公表）を推進する



19

社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

～資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進～

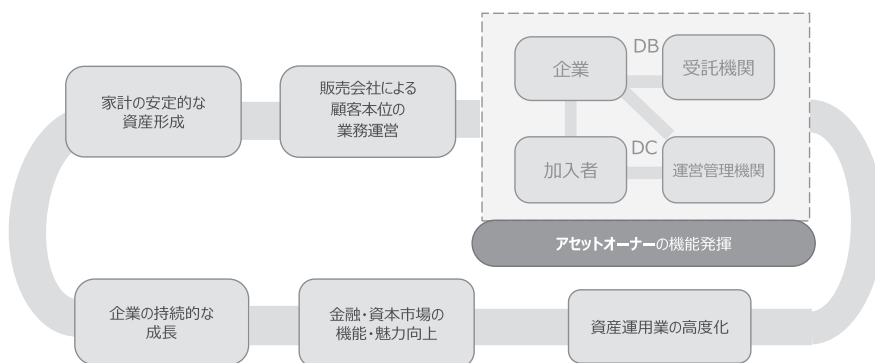
【資産運用立国に向けた取組】

- **資産運用会社等の資産運用力の向上及びガバナンス改善・体制強化**
 - 資産運用会社やアセットオーナーに対して、専門性の向上や運用人材の確保を含め、**運用力の向上**に必要な取組を促すとともに、それを後押しするための環境整備を行っていく
 - 顧客の最善の利益を考えた運営が確保されるよう、ステークホルダーへの開示のあり方を含め、**ガバナンスの向上**を後押しするための環境整備を行っていく
- **スチュワードシップ活動の実質化**
 - 「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」（2023年4月公表）を踏まえ、資産運用会社やアセットオーナーに対して、**スチュワードシップ責任に関する活動の実質化**に向けた取組を促す
 - **大量保有報告制度の見直し**等について、2023年中に結論を得て、関連法案の早期の国会提出を目指す
- **新規参入の支援拡充等を通じた競争の促進**
 - 資産運用に係る我が国独自のビジネス慣行 など、国内外の資産運用会社の**参入障壁**となっている**可能性**がある点について**把握し、改善**に向けた取組を促す
 - 「拠点開設サポートオフィス」の機能や体制の強化を行うなど、地方公共団体等とも連携しつつ、**新規参入の支援拡充**を通じた競争の促進を図る
- **運用対象の多様化**
 - スタートアップ投資等のオルタナティブ投資 やサステナブル投資 の活性化を含め、**運用対象の多様化**を推進するために必要な環境整備を行っていく
- **国際金融センターの実現に向けた情報発信等の強化・環境整備**
 - 集中的に海外金融事業者を我が国に招致する「**Japan Weeks**」の開催に加え、そうした機会等も活用して、海外主要メディアへの広報チャンネルの拡大、海外当局への発信等を実施する
 - 「国際金融ハブ」に向けた税制上の諸課題について把握し、必要な見直しに向けた対応を行う

20

企業型確定拠出年金（DC）

- インベストメント・チェーンにおける「アセットオーナー」に相当するのは、DCでは加入者。
- **DCを実施する企業**や運営管理機関（銀行、信託銀行、生損保、証券会社等）は、**DC加入者が選択する運用商品ラインナップ**（投資信託、預金、保険商品等）を**選定・提示する重要な役割**を担っている。



21

目次

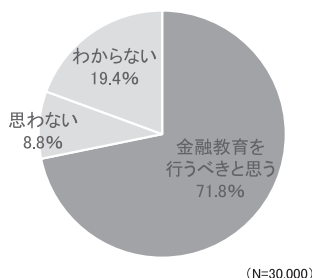
1. 資産所得倍増プラン	3
2. NISA制度の抜本的拡充・恒久化	8
3. ファイナンシャル・ウェルネス	14
4. 金融経済教育の推進	22

22

金融経済教育を巡る課題

- 金融経済教育を受けたと認識している人は7%程度にすぎない一方、金融経済教育を行うべきと回答した者は約7割を上回っており、**金融経済教育に対するニーズは確実に存在。**
- 資産運用を行わない理由としては、4割の者が「資産運用に関する知識がない」ことを理由として挙げており、こうした層に**適切な金融経済教育を届けていくことが重要。**

金融教育を求める声



資産運用を行わない理由

(N=3,645)

余裕資金がないから	56.7%
資産運用に関する知識がないから	40.4%
購入・保有することに不安を感じるから	26.3%
預金など元本保証がある方が安心だから	23.7%
コスト(手数料・信託報酬)が高いから	14.9%
特に理由はない	14.1%

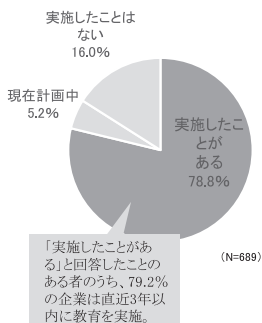
(注) 調査票の質問は「これまでリスク性金融商品を購入しなかった理由は何ですか。当てはまるものを全てお選びください。」(※投資未経験者に対する質問)というもの。

(出典) 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査(2022年)」、金融庁「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」より作成

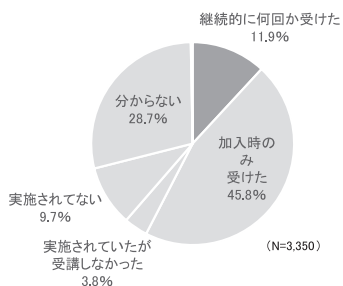
金融経済教育を巡る課題(企業型DCにおける継続投資教育①)

- 確定拠出年金法では、**企業型DCを実施する事業主**に対して、加入者等の運用の指図に資するよう、**加入者等に継続投資教育を行うことを努力義務として課している**。ただし、**全体の8割弱の事業主は継続投資教育を実施したことがあると回答している一方、継続的な教育を受けたと回答した加入者は1割程度に過ぎない。**
- **企業型DCを実施する企業の6割は「継続教育に関する事項」に対する悩みを抱えている**。具体的には、「無関心層に対する効果的な方法が分からない」、「他の業務と兼務しているため、継続教育に割く時間が少ない」等の課題を挙げている。

企業型DCの継続投資教育の実施状況
(企業型DCの事業主を対象とする調査)



企業型DCの投資教育の実施状況
(企業型DCの加入者を対象とする調査)



担当者のDC制度に関する悩み (N=1,547)

継続教育に関する事項	62.7%
加入者の理解不足	51.0%
加入者の無関心	50.7%
事務の煩雑さ	26.8%
法改正への対応	26.6%

継続教育を実施する際の課題・悩み (N=1,646)

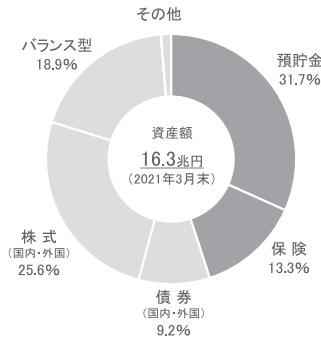
無関心層に対する効果的な方法が分からない	46.2%
他の業務と兼務しているため、継続教育に割く時間が少ない	35.7%
継続教育に対する社員の反応、参加率の少なさ	33.8%
継続教育自体をどのような内容・方法で実施するか	28.6%
社員間の理解等のばらつきを少なくする効果的な方法が分からない	28.4%

(出典) 企業年金連合会「2020(令和2)年度 確定拠出年金実施調査結果(概要)」、年金シニアプラン総合研究機構「厚生年金の加入者における企業型確定拠出年金とDeCoに関する調査(2021年5月調査)」、確定拠出年金教育協会「企業型確定拠出年金(DC)担当者の意識調査2021全体報告書」、確定拠出年金・調査広報研究所「第18回企業型確定拠出年金制度に関する調査」より作成

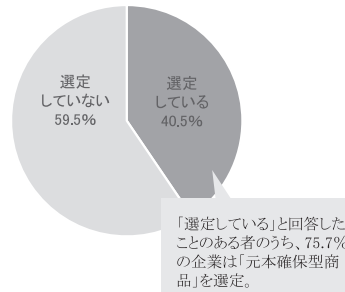
金融経済教育を巡る課題(企業型DCにおける継続投資教育②)

- 企業型DCの総資産の約45%は元本確保型商品で運用されている。
- これは指定運用方法を選定している事業主の約75%が「元本確保型商品」を選定していることも一因であると考えられ、事業主にも改善の余地はあるかのではないかと指摘もある。

企業型DCの運用商品選択状況



企業型DCの指定運用方法^(注)の選定状況



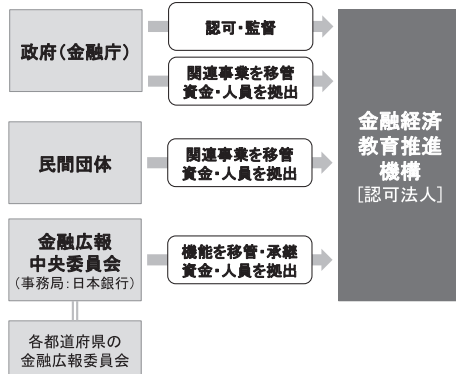
(注)「指定運用方法」とは、運用指図をしていない加入者について、一定の手続きを経たうえで本人による運用指図があったとみなして購入される運用商品のこと。

(出典) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2021年3月末)」、企業年金連合会「2020(令和2)年度 確定拠出年金実施調査結果(概要)」より作成

金融経済教育推進機構の概要

- 関連法案が国会で成立・施行された場合には、新たな認可法人となる「金融経済教育推進機構」を2024年春に設立、同年夏に本格稼働させられるよう準備を進めていく予定。

イメージ



(注) 新たな経営陣の下で決定される事項ではあるが、想定される機構のイメージとしては、役員員数が約70名、年間の予算規模は約20億円で、うち9割以上は民間からの拠出金。

機構における取組み

- 顧客の立場に立ったアドバイザーの普及・支援**
中立的立場にある機構において、特定の金融事業者・金融商品に偏らないアドバイスを行うアドバイザーを認定・支援し、顧客が気軽に相談できる環境を整備。
- 金融経済教育活動の重複排除・抜本的拡大**
官民一体で設立する新組織によって、官民の様々な主体による活動の重複を解消。それぞれが蓄積してきたノウハウを集結させ、企業の雇用者向けセミナーや学校の授業への講師派遣事業を全国において拡大。
- 金融経済教育の質の向上**
機構において、認定アドバイザー向け養成プログラムを提供。官民の各団体が有するノウハウを集結し、分野横断的な教育を行えるよう、アドバイザーの知識習得の機会を担保。
- 教材・コンテンツの充実**
官民の各団体が有するノウハウを集結し、幅広い分野を横断的に網羅した教材を開発・周知。例えば金融トータル分野における最新事例を網羅できるよう、タイムリーな更新を行い、教育効果を向上。
- 個人の悩みに寄り添ったアドバイスの提供**
機構において、認定アドバイザーによる「家計管理」「ライフプラン」「資産形成」等に関する個別相談を実施し、個々の状況に応じたアドバイスが得られる環境を整備。
- 調査・統計を踏まえた戦略的な教育の展開**
教育活動の目標やKPIを設定するほか、金融経済教育を受けた方の意識や行動変容の状況を含む実態調査を実施。PDCAサイクルの中で、戦略的な教育のあり方を継続的に追求。

令和5 事務年度金融行政方針（令和5年8月29日公表）（抄）

1. 資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進 (3) 金融経済教育の充実

- 安定的な資産形成の重要性を広く浸透させるためには、金融経済教育の充実を通じて、国民の金融リテラシー向上に取り組むことが重要である。官民の様々な主体による活動の重複を解消しつつ、それぞれ蓄積してきたノウハウを集結させ、国全体として、中立的立場から、金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための体制を整備する。この観点から、関連法案の成立・施行を前提に、「金融経済教育推進機構」を2024年春に設立し、同年夏に本格稼働させることを目指す。
- 同機構においては、多様なステークホルダーとの連携を通じて、企業の雇用者向けセミナーをより広く支援・促進するなど、教育活動を抜本的に拡充していくほか、講師向け養成プログラムの導入等による教育の質の向上も進める。また、同機構は、一人ひとりに寄り添った個別相談を実施していくとともに、顧客の立場に立ったアドバイザーの認定・支援を行うことを通じて、個人が安心して相談できる環境づくりに取り組む。これにより、国民一人ひとりが描くファイナンシャル・ウェルビーイング^(注)を実現し、自立的で持続可能な生活を送ることのできる社会づくりに貢献していく。

(注) ファイナンシャル・ウェルビーイングについては、例えばOECDが2023年4月に公表した「G20/OECD金融消費者保護ハイレベル原則に関する理事会勧告」では、「個人のファイナンシャル・ウェルビーイングとは、自律的および他律的な要因を踏まえて、自分の現在および将来の経済状況を管理し、これに安全を持ち、自由を持つことを指す。」(仮訳)とされている。